

指定障害福祉サービス事業者  
指定障害者支援施設設置者 各位  
指定障害児通所・入所支援事業者

福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課長  
福岡市保健福祉局障がい者施設支援課長  
福岡市こども未来局こども発達支援課長

## 平成 31 年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出の変更について（通知）

日ごろから福岡市の障がい保健福祉行政に御協力いただきありがとうございます。

標記の変更の件につきまして、平成 31 年 2 月 1 日付けで厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より参考通知の通り事務連絡があり、平成 31 年 1 月 28 日付け、保在第 1364 号の通知文に変更が生じたため、以下の通り変更を通知します。

届出の提出にあたっては、参考通知、「平成31(2019)年度における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて」（事務連絡平成31年2月1日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）などの内容をご確認の上、本加算の取り扱いにつき誤りのないようご注意をお願いいたします。必ず平成31年度の様式で提出して下さい。

### 記

#### 1. 変更点

- 平成 31(2019)年度における居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護(以下「訪問系サービス」という。)の加算の見込額の計算方法の変更
- 訪問系サービスは平成 31(2019)年 10 月より新たな加算率を適用する。  
※新たな加算率（国通知の別添 P20）については連絡があり次第追って通知します。
- 届出期限の変更 訪問系サービスを含む場合は平成 31(2019)年 4 月 15 日（必着）とする。  
※その他は現行通り平成 31(2019)年 2 月 28 日（必着）
- 届出用紙の一部変更 別紙様式 2 の「職場環境等要件」の内容のみ変更

#### 2. 届出様式一式 添付

- \*福祉・介護職員処遇改善計画書（平成 31 年度届出用）(3) 職場環境等要件についてのみ変更あり
- ★変更の提出様式については、ホームページ掲載場所よりダウンロードしてください。  
「2. 指定申請・変更届関係」→4 介護給付費等算定届出について→福祉・介護職員処遇改善加算

#### 3. 参考通知

- ・「平成 31(2019)年度における福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いについて」
- ・別添(案)「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算委関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

#### 4. 支払い額の確認について

福祉・介護職員処遇改善（特別）加算においては、賃金改善額が加算による収入額を上回ることが要件となっています。本加算を算定している事業者におかれましては、障害者自立支援給付支払等システムにおいて出力される「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算総額のお知らせ」で加算による毎月の収入額を確認の上、年度ごとに、確実に収入額以上の賃金改善を実施して下さい。

（裏面あり）

## 5. 提出先

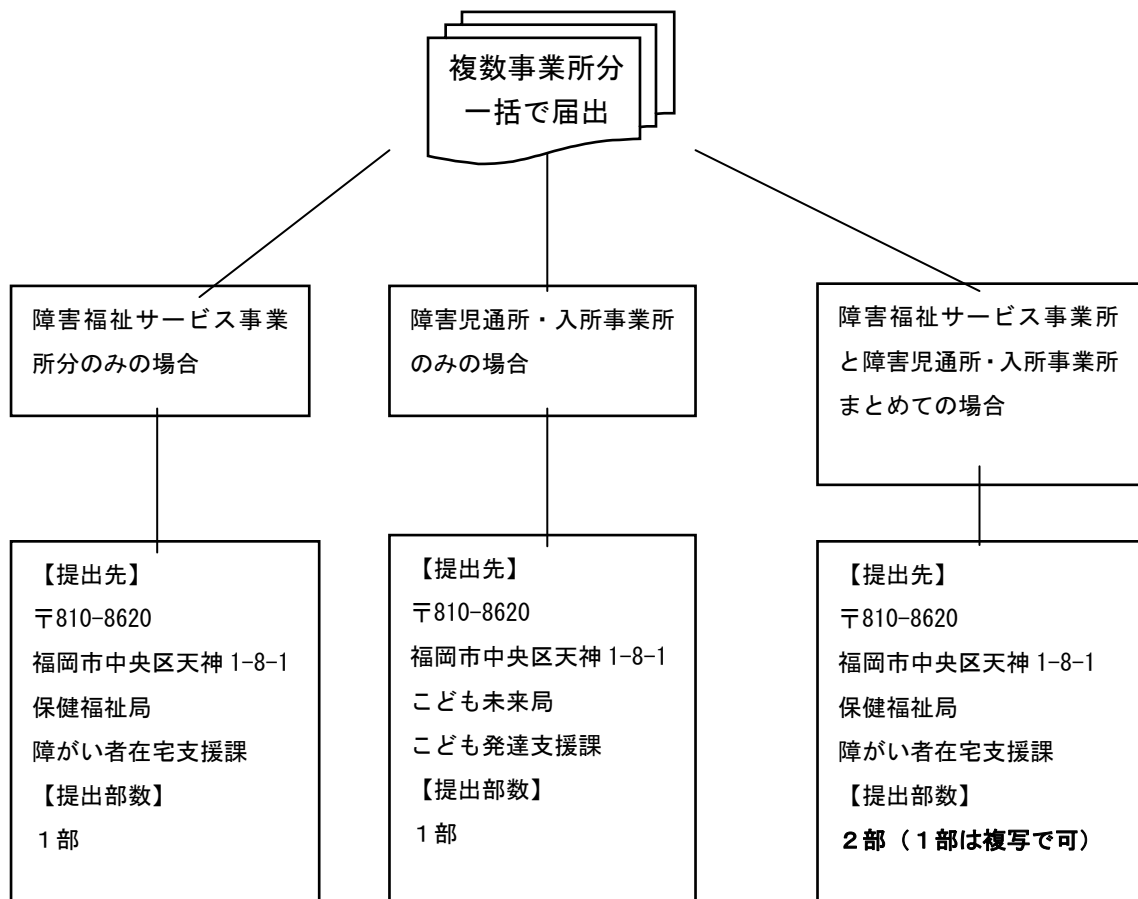
(1) 障害福祉サービス事業所等(福岡市指定分)ごとに提出する場合

当該障害福祉サービス事業所等の指定を行った窓口(所管課)に提出

(2) 複数の障害福祉サービス事業所等を福岡市内に有し、一括で届出する場合

複数の障害福祉サービス事業所等を有する法人で、障害福祉サービス事業所等ごとの届出が実態に鑑み適当でない場合や、同一の就業規則等により運営されている場合には、届出書は一括して作成することが可能。一括して作成する場合は、作成した届出書類の複写を、障害福祉サービス事業所等の指定窓口(所管課)の数だけ用意し、下記のフロー図のとおり、提出

(1)(2)の本市提出先等は、以下のフローで確認してください。



(3) 複数の障がい福祉サービス事業所等を福岡市外にも有する場合

必ず、すべての指定権者に届出書類を提出すること。

※福岡市と春日市に事業所がある場合は、福岡市と福岡県に提出する。

お問い合わせ・提出先

〒810-8620

福岡市中央区天神 1 丁目 8 - 1

福岡市保健福祉局障がい者在宅支援課

電話番号：711-4248 担当：伊藤, 松澤, 樋口

福岡市こども未来局こども発達支援課

電話番号：711-4987 担当：城里生